

四半期報告書

(第15期第1四半期)

株式会社アイフィスジャパン

四半期報告書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

頁

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【経営上の重要な契約等】	4
3 【財政状態及び経営成績の分析】	4
第3 【設備の状況】	7
第4 【提出会社の状況】	8
1 【株式等の状況】	8
2 【株価の推移】	14
3 【役員の状況】	14
第5 【経理の状況】	15
1 【四半期連結財務諸表】	16
2 【その他】	27
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	28

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年5月11日

【四半期会計期間】 第15期第1四半期(自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)

【会社名】 株式会社アイフィスジャパン

【英訳名】 IFIS JAPAN LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 大沢和春

【本店の所在の場所】 東京都千代田区西神田三丁目1番6号

【電話番号】 03-6825-1250

【事務連絡者氏名】 取締役 管理担当 野口祥吾

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区西神田三丁目1番6号

【電話番号】 03-6825-1250

【事務連絡者氏名】 取締役 管理担当 野口祥吾

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第15期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第14期
会計期間	自 平成21年 1月 1日 至 平成21年 3月 31日	自 平成20年 1月 1日 至 平成20年 12月 31日
売上高 (千円)	797,367	3,475,760
経常利益 (千円)	34,590	280,077
四半期(当期)純利益 (千円)	12,780	85,116
純資産額 (千円)	1,501,885	1,514,713
総資産額 (千円)	1,938,188	1,936,187
1株当たり純資産額 (円)	29,408.37	29,717.74
1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	250.74	1,681.07
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	250.40	1,666.49
自己資本比率 (%)	74.6	75.2
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	143,397	157,954
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	12,581	△429,641
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△25,968	△25,879
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	975,927	845,917
従業員数 (人)	89	93

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については、記載して

おりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）の事業は、第14期連結会計期間（自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日）まで1 投資情報事業、2 I R事業、3 証券ドキュメント事業、4 投信ドキュメント事業に区分しておりましたが、市場環境の変化に伴い当社グループが提供する各セグメントにおけるサービス内容の見直しが随時行われることから、より経営実態や金融情報事業の変化が適切に反映されることを考慮した売上集計単位に第15期連結会計期間（自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日）より1 投資情報事業、2 ドキュメントソリューション事業、3 ファンドディスクロージャー事業、4 A S P・D B事業に区分することにいたしました。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年3月31日現在

従業員数(人)	89 (47)
---------	---------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は当第1四半期連結会計期間の平均人数を（ ）外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成21年3月31日現在

従業員数(人)	64 (9)
---------	--------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は当第1四半期会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注実績

当社グループでは、受注から納品までの期間が短く、受注管理を行う必要性が乏しいため記載を省略しております。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)
投資情報事業	(千円) 111,333
ドキュメントソリューション事業	(千円) 298,453
ファンディスクロージャー事業	(千円) 361,444
A S P・D B事業	(千円) 26,136
合計	(千円) 797,367

(注) 1 セグメント間の取引について相殺消去しております。

2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりです。

相手先	当第1四半期連結会計期間	
	販売高(千円)	割合(%)
D I A Mアセットマネジメント株式会社	99,020	12.4

3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 業績

当第1四半期連結会計期間におけるわが国経済は、金融危機を発端とした全世界的な景気悪化が企業の設備投資や雇用環境に悪影響を与え、加えて急激な円高が自動車をはじめとした輸出産業に打撃を与えるました。その結果、個人消費の低迷で、国内需要が大きく縮小しており、景気の底入れが見えない状況となっております。

このような状況の中、当社グループにおきましては、サービスの効率的な提供に重点を置き、より迅速に市場の変化に対応するための組織変更を行ったことに加え、今後も市場環境の変化に伴い当社グループが提供する各セグメントにおけるサービス内容の見直しが随時行われることから、より経営実態や金融情報事業の変化が適切に反映されることを考慮した売上集計単位に平成21年1月1日より変更し、「投資情報事業」「ドキュメントソリューション事業」「ファンディスクロージャー事業」「A S P・D B事業」といたしました。

投資情報事業におきましては、金融機関のコスト削減意識は強く、『IFIS Research Manager』（アイ

フィス・リサーチ・マネージャー) や『IFIS Consensus Manager』(アイフィス・コンセンサス・マネージャー)などのウェブサービスの解約が前四半期から続いておりましたが、バルクデータの販売の拡大や機関投資家向けオンラインニュース配信サービス『キャピタルアイ・ニュース』のユーザー数拡大により売上高を伸ばしました。その結果、売上高は111百万円、営業利益は20百万円となりました。

ドキュメントソリューション事業におきましては、株式市場の低迷により、証券調査レポートの発行本数が減少しており、また証券会社や保険会社、上場企業のIRセミナー開催数も減少していることから、印刷需要が低迷しております。FAX・E-mail同報配信サービスも同様に利用が減少しましたが、自社開発のメール一斉同報配信システム『IFIS i-mail』(アイフィス・アイメール)へのリプレイスを促進したことから、利益率の向上に貢献いたしました。その結果、売上高は298百万円、営業利益は18百万円となりました。

ファンドディスクロージャー事業におきましては、株式市場に合わせる形で投信市場も低迷しており、印刷部数や新規設定ファンドは減少しております。そのような状況の中、積極的な営業活動により新ファンドを獲得しました。その結果、売上高は361百万円、営業利益は84百万円となりました。

A S P・D B事業におきましては、大手確定拠出年金運営機関の説明資料作成ASPの利用や、J-REIT関連データベースサービスのようなコンスタントに売上げを計上できるサービスに加えて、事業法人向けの財務データ提供サービスを開始し、売上げ実績を上げております。その結果、売上高は26百万円、営業利益は1百万円となりました。

これらの結果、当第1四半期連結会計期間の売上高は797百万円、営業利益は33百万円となりました。また、経常利益は34百万円、第1四半期純利益は12百万円となりました。

また、平成20年10月に民事再生手続の申立を行いました株式会社ヴィオに対するスポンサーとして、当社が再建支援に取り組んでおりましたが、平成21年3月17日に再生計画案が承認可決され、同日裁判所の認可決定がなされた後、平成21年4月21日付で再生計画認可決定が確定されるに至りました。これにより、当社は、平成21年4月30日開催の取締役会において、平成21年5月31日付でヴィオが行う第三者割当増資により発行する株式の全株式を引き受け、子会社化することを決議いたしました。

(2) 財政状態

当第1四半期連結会計期間末における総資産残高は、1,938百万円となり、前連結会計年度末と比較して2百万円増加いたしました。

資産の部におきましては、前連結会計期間末と比較して流動資産が34百万円増加しております。これは主に現金及び預金が増加した一方で、売掛金が減少したことによるものであります。

負債の部につきましては、前連結会計期間末と比較して流動負債が14百万円増加しております。これは主に、賞与引当金が増加したことによるものであります。

純資産の部につきましては、前連結会計期間末と比較して株主資本が11百万円減少しております。これは主に利益剰余金の減少によるものであります。

(3) キャッシュフロー

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、975百万円となりました。当第1四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とこれらの要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果、取得した資金は143百万円となりました。

これは主に、税金等調整前四半期純利益が33百万円となったこと、減価償却費が37百万円、また売上債権が76百万円減少し、法人税の支払額が32百万円となったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果、取得した資金は12百万円となりました。

これは主に、短期貸付金35百万円の減少、定期預金の増加額20百万円の支出によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果、支出した資金は25百万円となりました。

これは主に、配当金の支払額25百万円によるものであります。

(4) 事業上及び財政上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却などについて、重要な変更はありません。また新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	169,600
計	169,600

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成21年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年5月11日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	51,070	51,070	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。
計	51,070	51,070	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成21年5月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権(ストックオプション)

① 平成15年3月28日 第8回定時株主総会決議

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成21年3月31日)
新株予約権の数(個)	10
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	12,000
新株予約権の行使期間	自 平成17年3月29日 至 平成25年3月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 12,000 資本組入額 6,000
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 3
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数の調整をするものとする。
ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く)は、次の算式により1株金額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

3 新株予約権の行使の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項につきましては、次のとおりであります。

(1) 新株予約権の行使は、当社株式が証券取引所の開設する市場またはジャスダック市場に上場された日から6ヶ月を経過するまでは行使できない。

また、新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。

(2) 付与対象者は、次の各号の一に該当した場合、権利行使期間中といえども、直ちに新株予約権を喪失する。

- ① 禁錮以上の刑に処せられた場合
- ② 当社の就業規則により懲戒解雇または論旨退職の制裁を受けた場合
- ③ 当社と類似の業種に属する当社以外の会社の役員職に就任した場合(当社の書面による承諾を得た場合を除く)

- ④ 付与対象者が書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合
 ⑤ 付与対象者の希望により新株予約権が相続されなかった場合
- (3) 付与対象者およびその権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれに担保権を設定することができない。ただし、取締役会の承認ある場合は、この限りではない。
- (4) その他の条件については、株主総会および取締役会決議にもとづき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- 4 新株予約権の目的となる株式の数は、平成15年3月28日開催の第8回定時株主総会及び平成15年8月1日開催の取締役会決議における新株発行予定数から、平成21年3月31日までに退職もしくは権利放棄等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数が18個減じております。これにともない、新株予約権の目的となる株式の数を180株減じております。
- 5 平成17年4月21日開催の取締役会決議により、平成17年5月27日付で1株を2株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
- 6 平成17年11月14日開催の取締役会決議により、平成18年1月20日付で1株を5株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

② 平成16年3月26日 第9回定時株主総会決議

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成21年3月31日)
新株予約権の数(個)	2
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	20
新株予約権の行使時の払込金額(円)	12,000
新株予約権の行使期間	自 平成18年3月27日 至 平成26年3月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 12,000 資本組入額 6,000
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 3
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数の調整をするものとする。
 ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く)は、次の算式により1株金額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

3 新株予約権の行使の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項につきましては、次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の行使は、当社株式が証券取引所の開設する市場またはジャスダック市場に上場された日から6ヶ月を経過するまでは行使できない。
また、新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。
 - (2) 付与対象者は、次の各号の一に該当した場合、権利行使期間中といえども、直ちに新株予約権を喪失する。
 - ① 禁錮以上の刑に処せられた場合
 - ② 当社の就業規則により懲戒解雇または論旨退職の制裁を受けた場合
 - ③ 当社と類似の業種に属する当社以外の会社の役員職に就任した場合(当社の書面による承諾を得た場合を除く)
 - ④ 付与対象者が書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合
 - ⑤ 付与対象者の希望により新株予約権が相続されなかった場合
 - (3) 付与対象者およびその権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれに担保権を設定することができない。ただし、取締役会の承認ある場合は、この限りではない。
 - (4) その他の条件については、株主総会および取締役会決議にもとづき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- 4 新株予約権の目的となる株式の数は、平成16年3月26日開催の第9回定時株主総会及び平成17年1月21日開催の取締役会決議における新株発行予定数から、平成21年3月31日までに退職もしくは権利放棄等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数が2個減じております。これにともない、新株予約権の目的となる株式の数を20株減じております。
- 5 平成17年4月21日開催の取締役会決議により、平成17年5月27日付で1株を2株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
- 6 平成17年11月14日開催の取締役会決議により、平成18年1月20日付で1株を5株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

③ 平成17年3月25日 第10回定時株主総会決議

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成21年3月31日)
新株予約権の数(個)	12
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	120
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50,000
新株予約権の行使期間	自 平成19年3月26日 至 平成27年3月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50,000 資本組入額 25,000
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 3
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数の調整をするものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- 調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率
- また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。
- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後払込金額}=\text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く)は、次の算式により1株金額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後払込金額}=\text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

- 3 新株予約権の行使の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項につきましては、次のとおりであります。
- (1) 新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時においても、当社の監査役又は重要な第三者の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。
 - (2) 付与対象者およびその権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれに担保権を設定することができない。ただし、取締役会の承認ある場合は、この限りではない。
 - (3) その他の条件については、株主総会および取締役会決議にもとづき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- 4 平成17年4月21日開催の取締役会決議により、平成17年5月27日付で1株を2株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
- 5 平成17年11月14日開催の取締役会決議により、平成18年1月20日付で1株を5株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減額 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年1月1日～ 平成21年3月31日 (注)	100	51,070	600	381,290	600	437,090

(注) 新株予約権の行使によるものであります。

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成20年12月31日の株主名簿により記載しております。

① 【発行済株式】

平成20年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 50,970	50,970	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	50,970	—	—
総株主の議決権	—	50,970	—

② 【自己株式等】

平成20年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 1月	2月	3月
最高(円)	20,190	18,250	18,580
最低(円)	16,670	16,710	16,510

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、当第1四半期連結累計期間（平成21年1月1日から平成21年3月31日まで）は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日内閣府令第50号）附則第7条第1項第5号のただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成21年1月1日から平成21年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,025,927	879,517
売掛金	232,317	314,487
その他	46,483	75,909
貸倒引当金	△230	—
流動資産合計	1,304,498	1,269,914
固定資産		
有形固定資産	※1 84,362	※1 89,012
無形固定資産		
のれん	24,488	27,385
ソフトウェア	418,070	444,181
その他	13,627	13,634
無形固定資産合計	456,185	485,201
投資その他の資産	93,142	92,058
固定資産合計	633,690	666,273
資産合計	1,938,188	1,936,187
負債の部		
流動負債		
買掛金	243,193	245,573
1年内返済予定の長期借入金	—	481
未払法人税等	30,641	37,037
賞与引当金	30,683	7,203
その他	130,821	130,178
流動負債合計	435,339	420,473
固定負債	963	1,000
負債合計	436,303	421,474
純資産の部		
株主資本		
資本金	381,290	380,690
資本剰余金	437,090	436,490
利益剰余金	626,628	639,333
株主資本合計	1,445,008	1,456,513
少数株主持分	56,876	58,199
純資産合計	1,501,885	1,514,713
負債純資産合計	1,938,188	1,936,187

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)	
売上高	797,367
売上原価	523,234
売上総利益	274,132
販売費及び一般管理費	※1 240,794
営業利益	33,338
営業外収益	
受取利息	872
その他	379
営業外収益合計	1,252
営業外費用	
支払利息	0
営業外費用合計	0
経常利益	34,590
特別損失	
固定資産除却損	657
特別損失合計	657
税金等調整前四半期純利益	33,932
法人税、住民税及び事業税	30,104
法人税等調整額	△8,829
法人税等合計	21,275
少数株主損失(△)	△123
四半期純利益	12,780

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年1月31日 至 平成21年3月31日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	33,932
減価償却費	37,081
のれん償却額	2,896
貸倒引当金の増減額（△は減少）	230
賞与引当金の増減額（△は減少）	23,479
受取利息及び受取配当金	△872
支払利息	0
固定資産除却損	657
売上債権の増減額（△は増加）	76,192
仕入債務の増減額（△は減少）	△2,379
未払消費税等の増減額（△は減少）	7,361
その他	△3,489
小計	175,090
利息及び配当金の受取額	872
利息の支払額	△0
法人税等の支払額	△32,565
営業活動によるキャッシュ・フロー	143,397
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△2,082
無形固定資産の取得による支出	△2,073
差入保証金の差入による支出	△1,863
貸付金の回収による収入	35,000
定期預金の預入による支出	△20,000
定期預金の払戻による収入	3,600
投資活動によるキャッシュ・フロー	12,581
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	△481
株式の発行による収入	1,197
配当金の支払額	△25,485
少数株主への配当金の支払額	△1,200
財務活動によるキャッシュ・フロー	△25,968
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	130,010
現金及び現金同等物の期首残高	845,917
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 975,927

【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】

当第1四半期連結会計期間(自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

該当事項はありません。

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)	
一般債権の貸倒見積額の算定方法	当第1四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率を使用して貸倒見積額を算定しております。
固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方式によっております。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年3月31日)	前連結会計年度末 (平成20年12月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 90,413千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 82,566千円

(四半期連結損益計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)
※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 役員報酬 22,824千円 給与手当 98,981千円 賞与引当金繰入額 19,858千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)
※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金 1,025,927千円 預入期間が3か月超の定期預金 △50,000〃 現金及び現金同等物 975,927千円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末（平成21年3月31日）及び当第1四半期連結累計期間(自 平成21年1月1日至 平成21年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	51,070

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年3月19日 定時株主総会	普通株式	25,485	500	平成20年12月31日	平成21年3月23日	利益剰余金

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)								
所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っており、当四半期連結会計期間末におけるリース取引残高に前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められます。								
(借主側)								
(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び四半期末残高相当額								
<table border="1"><thead><tr><th></th><th>取得価額 相当額 (千円)</th><th>減価償却 累計額 相当額 (千円)</th><th>四半期末 残高 相当額 (千円)</th></tr></thead><tbody><tr><td>工具器具備品</td><td>12,841</td><td>5,807</td><td>7,034</td></tr></tbody></table>		取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額 相当額 (千円)	四半期末 残高 相当額 (千円)	工具器具備品	12,841	5,807	7,034
	取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額 相当額 (千円)	四半期末 残高 相当額 (千円)					
工具器具備品	12,841	5,807	7,034					
(2) 未経過リース料四半期末残高相当額								
<table><tbody><tr><td>1年内</td><td>1,939千円</td></tr><tr><td>1年超</td><td>5,231千円</td></tr><tr><td>合計</td><td>7,171千円</td></tr></tbody></table>	1年内	1,939千円	1年超	5,231千円	合計	7,171千円		
1年内	1,939千円							
1年超	5,231千円							
合計	7,171千円							
(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額								
<table><tbody><tr><td>支払リース料</td><td>672千円</td></tr><tr><td>減価償却費相当額</td><td>608千円</td></tr><tr><td>支払利息相当額</td><td>62千円</td></tr></tbody></table>	支払リース料	672千円	減価償却費相当額	608千円	支払利息相当額	62千円		
支払リース料	672千円							
減価償却費相当額	608千円							
支払利息相当額	62千円							
(4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法								
減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。								
利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。								

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年3月31日)
著しい変動がないため、記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年3月31日)
当社グループはデリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)
記載すべき重要な事項はありません。

(企業結合等関係)

当第1四半期連結会計(累計)期間(自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)
該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)

	投資情報 事業 (千円)	ドキュメン トソリュー ション事業 (千円)	ファンディ スクロージ ャー事業 (千円)	A S P • D B事業 (千円)	計 (千円)	消去又は 全社 (千円)	連結 (千円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	111,333	298,453	361,444	26,136	797,367	—	797,367
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	6,087	—	—	6,087	△ 6,087	—
計	111,333	304,540	361,444	26,136	803,455	△ 6,087	797,367
営業利益	20,369	18,831	84,099	1,745	125,045	△ 91,707	33,338

(注) 1 事業区分の方法

事業は、サービスの内容および特性を考慮して区分しております。

2 事業区分の内容

事業区分	主要サービス
投資情報事業	・インターネットを利用した金融市場情報提供サービス ・上場企業に関する財務データ提供サービス
ドキュメントソリューション 事業	・金融ドキュメントの処理に関するソリューション提供サービス ・I Rコンサルティングサービス
ファンディスクロージャー 事業	・投資信託にかかる目論見書・販売促進用ツール等の編集・印刷・配 送サービス ・EDINET提出用データ作成サービス
A S P • D B事業	・ファンド関連データベース構築サービス ・ファンド関連書類作成A S P提供サービス

3 事業区分の方法の変更

事業の種類別セグメント情報における事業区分は、前連結会計年度において「投資情報事業」「I R事業」「証券ドキュメント事業」「投信ドキュメント事業」に区分しておりましたが、当第1四半期連結累計期間より「投資情報事業」「ドキュメントソリューション事業」「ファンディスクロージャー事業」「A S P • D B事業」の事業区分に変更することといたしました。

このセグメント区分の変更は、サービスの効率的な提供に重点を置き、より迅速に市場の変化に対応するための組織変更を行ったことに加え、今後も市場環境の変化に伴い当社グループが提供する各セグメントにおけるサービス内容の見直しが随時行われることから、より経営実態や金融事業の変化が適切に反映されることを考慮した売上集計単位に変更したものです。

なお、前連結会計年度における事業区分によった場合の当第1四半期連結累計期間「事業の種類別セグメント情報」は以下の通りであります。

当第1四半期連結累計期間(自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)

	投資情報 事業 (千円)	I R事業 (千円)	証券ドキュ メント事業 (千円)	投信ドキュ メント事業 (千円)	計 (千円)	消去又は 全社 (千円)	連結 (千円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	113,833	33,049	267,779	382,705	797,367	—	797,367
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	6,188	—	6,188	△ 6,188	—
計	113,833	33,049	273,968	382,705	803,556	△ 6,188	797,367
営業利益	13,882	7,009	9,962	94,191	125,045	△ 91,707	33,338

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間(自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)

海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

1 1 株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年3月31日)	前連結会計年度末 (平成20年12月31日)
29,408円37銭	29,717円74銭

2 1 株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益

当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)	
1 株当たり四半期純利益	250円74銭
潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益	250円40銭

(注) 1 株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(千円)	12,780
普通株式に係る四半期純利益(千円)	12,780
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式の期中平均株式数(株)	50,971
潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益の算定に用いられた普通株式増加数(株) 新株予約権	70
普通株式増加数(株)	70
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年4月30日

株式会社アイフィスジャパン
取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 公認会計士 原 誠 司 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 中 島 達 弥 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイフィスジャパンの平成21年1月1日から平成21年12月31までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成21年1月1日から平成21年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アイフィスジャパン及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかつた。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年5月11日

【会社名】 株式会社アイフィスジャパン

【英訳名】 IFIS JAPAN LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 大沢和春

【最高財務責任者の役職氏名】 取締役 管理担当 野口祥吾

【本店の所在の場所】 東京都千代田区西神田三丁目1番6号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役 大沢和春及び当社最高財務責任者 取締役管理担当 野口祥吾は、当社の第15期第1四半期(自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。